

秋田県金属鋁業研修技術センター
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 7 年 7 月

秋田県産業労働部
ク リ ー ン エ ネ ル ギ ー 産 業 振 興 課

「秋田県金属鋳業研修技術センター」の指定管理者の募集について

次により秋田県金属鋳業研修技術センターの指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県金属鋳業研修技術センター（本館・車庫を除く）（以下「センター」という。）

(2) 所在地

秋田県鹿角郡小坂町小坂鋳山字古館9番地3

(3) 設置目的等

金属鋳業、その他これに関連する産業に関する知識及び技術の普及指導を行い、本県の金属鋳業等の産業振興を図る。

(4) 規模等（※詳細は、「別紙1 センター施設概要書」による。）

- ① 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、木造平屋建、鉄骨造
- ② 階数 一部地上3階
- ③ 敷地面積 15,581 m²（小坂町からの借用土地）
- ④ 延床面積 2,764 m²
- ⑤ 開設日 平成3年2月1日
- ⑥ 各階概要

階層	室名	用途・概要等
宿泊棟（ゴールドパレス）		
1階	宿泊室	鉄骨鉄筋コンクリート造 シングル10室 バス・トイレ付き
	その他	和室、談話室、フロント、エネルギーセンター
2階	宿泊室	シングル14室、ツイン1室 各バス・トイレ付き
	その他	ランドリールーム
3階	宿泊室	シングル14室、ツイン1室 各バス・トイレ付き
	その他	娯楽室
ゲストハウス		
1階	宿泊室	木造平屋建 ツイン6室 バス・トイレ付き
	その他	談話室
レストラン（青銅館）		
1階	レストラン	木造平屋建 60席 サンデッキ
屋外施設		
	渡り廊下	鉄骨造 本館と宿泊棟、ゲストハウス、レストランをつなぐ
	テニスコート	一面

(5) 指定管理料の実績（過去3年間）

令和4年度 6,967千円

令和5年度 6,967千円

令和6年度 6,967千円

施設利用者数及び利用料金の実績（過去3年間）

令和4年度 24,075人、76,240千円

宿泊棟 9,171人、51,632千円

ゲストハウス 851人、6,069千円

レストラン 14,053人、18,539千円

令和5年度 25,449人、92,444千円

宿泊棟 10,216人、61,553千円

ゲストハウス 851人、6,069千円

レストラン 14,020人、21,082千円

令和6年度 25,771人、96,313千円

宿泊棟 9,864人、2,875千円

ゲストハウス 1,071人、9,208千円

レストラン 14,776人、24,230千円

2 指定管理者に行わせる管理の業務

（※詳細は、「別紙2 センター管理業務仕様書」による。）

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 金属鉱業その他これに関連する産業に関する情報の提供に関する業務
- (4) その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定管理者に要する経費

- (1) センターの利用料金は、秋田県（以下「県」という。）が定める基準額（秋田県金属鉱業研修技術センター条例（平成2年条例第50号）第4条関係）の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入として収受させます。

(参考) 宿泊室使用料金 (令和 7 年 7 月 2 9 現在)

区分	使用料の額(1 人 1 泊につき)
宿泊室 A (床面積が 2 2 平方メートルの宿泊室をいう。)	4, 670 円以上 6, 990 円以下
宿泊室 B (床面積が 2 8 平方メートルの宿泊室をいう。)	5, 990 円以上 8, 970 円以下
宿泊室 C (床面積が 3 1 平方メートルの宿泊室をいう。)	6, 870 円以上 10, 290 円以下
宿泊室 D (床面積が 3 9 平方メートルの宿泊室をいう。)	7, 310 円以上 10, 950 円以下

- (2) センターで使用している備品等には、現在の管理者が所有しているものがあります。
必要に応じ、確認してください。

4 管理を行わせる期間 (指定期間)

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで (予定)

5 施設の目標

施設の設置目的である金属鉱業等の振興のために効果的な管理運営を行うとともに、指定期間においてセンターが行う事業の普及啓発等に取り組む。

6 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体 (共同事業体等のグループを含む。以下「団体」という。) であること。

- ※ 1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができる。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要がある。
- ※ 2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
- ※ 3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
- ※ 4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

(2) 申請をすることができない団体 (代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

- ① 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない団体
- ② 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する団体

- ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- ⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

7 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ① 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
 - ② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - ④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - ⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ⑧ 類似施設における業務実績を記載した書類
 - ⑨ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
 - ⑩ 誓約書
 - ⑪ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館9番地3

秋田県金属鉦業研修技術センター内

秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 金属リサイクルチーム

電話番号 0186-29-3100

(3) 提出期限

令和7年9月29日（月）午後5時（郵送による提出の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出部数等

- ① 正本 1 部、副本 6 部を提出してください。(副本はコピー可とします。)
- ② 指定管理者指定申請書類のうち、登記事項証明書、納税証明書については正本 1 部のみ提出してください。
- ③ 指定管理者の候補の選定にあたり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) から 8 月 2 5 日 (月) 午後 5 時まで

② 受付方法

質問票 (様式 4) に記入のうえ、「1 7 問い合わせ先」に提出してください。
また、F A X 及び電子メール (質問票 (様式 3) 添付) での提出も受付します。
なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

③ 回答方法

後日書面で回答します。

(6) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(7) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

8 選定の方法、基準及び時期

- (1) 産業労働部指定管理者 (候補者) 選定委員会において、次に掲げる①から⑤の選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。(括弧内は配点)

センターの指定管理者 (候補者) 選定の審査基準

① 県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)

ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか

② 公の施設の設置の目的の効果的な達成 (3 0 点)

ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか

イ 新規又は魅力的な提案が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか

ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか

エ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか

オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか

③ 効率的な管理（２０点）

ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか

イ 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現可能性はどうか

④ 適正かつ確実な管理を行う能力（３０点）

ア 団体の運営状況は、安全かつ健全のものであるか

イ 団体の実績はどうか

ウ 人員配置は適切なものであるか（同種・同規模程度の業務経験を５年以上有する責任者の配置も含む。）

エ 経理的な基礎が備わっているか

オ 技術的な基礎が備わっているか

カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか

キ 安全管理は適切か

ク 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか

⑤ その他施設の設置の目的又は性質に応じて定める基準（２０点）

ア 金属鉱業その他これに関連する産業に関する情報を提供することができるか

イ 長期滞在の海外研修生等に対して、宗教や生活習慣等を考慮し、気持ちの安らぎを提供するなど特別に配慮することができるか

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和７年１０月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、ホームページにより公表します。

9 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により施設を管理運営する必要があります。

(1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと
施設の条例等、関連する法規を遵守し、業務を実施してください。

(2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと
利用者が快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと
個人情報保護法や県の個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱い

に関わる内部規定を作成するなど、その取り扱いに十分に注意を払った体制を整備してください。

※管理の基準に関する細目的事項については、協議のうえ、別途協定書で定めます。

(4) 管理運営に必要となる規程を整備すること

経理規程等を整備し、センター利用料は適切に取り扱ってください。

10 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	<例示> ・施設賠償責任保険。 ・第三者賠償保険。	火災保険。
(8) 不可抗力	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）。	
※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。 なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる）。

1 1 指定管理期間満了以前の指定の取消とその場合の措置

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に期すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、県は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及びその実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかつたときには、県は指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- (3) 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど、指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、県はただちに指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は県に賠償するものとします。
- (5) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない理由により指定管理者業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、今後の措置等について協議するものとします。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの統制下に至ったときには、県は指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

1 2 募集要項の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、令和7年7月29日(火)から8月27日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間交付します。なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った返信用封筒(角2号の大きさで、送付先を記載したもの)を同封してください。

1 3 説明会

- (1) 日時
令和7年8月18日(月)午後1時から
- (2) 場所
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館9番地3号
秋田県金属鉦業研修技術センター 本館2階 会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、事前に「15 問い合わせ先」に参加人数及び

代表者名等を連絡してください。

1 4 その他

- ① 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- ② 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- ③ センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。
- ④ 指定期間の予算総額は32,580千円を限度とします。
- ⑤ 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。
- ⑥ センターの利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。
- ⑦ 指定管理者は、センター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができます。
- ⑧ 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度に応じた指定管理料の減額、業務の一部又は全部の停止、指定の取り消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

1 5 指定後の手続き

- (1) センターの管理及び運営に関する業務の内容等について、知事と指定管理者が協議のうえ、協定を締結します。
- (2) 指定管理者として指定された団体は、サービスの水準維持を図るため、県と十分に協議のうえ、令和8年1月～令和8年3月にかけて、円滑に移行できるよう必要な準備を進めるものとします。

1 6 公募から管理運営までのスケジュール

令和7年	7月29日（火）～8月25日（月）	質問事項の受付
令和7年	8月18日（月）	説明会の開催
令和7年	8月29日（金）～9月29日（月）	申請書等の受付
令和7年	9月末（予定）	必要に応じてヒアリング
令和7年	10月下旬（予定）	審査委員会による候補者の選定

令和7年12月中旬（予定）

指定管理者の議決

令和8年 1月下旬（予定）

指定管理者の指定（告示）

令和8年 3月下旬（予定）

協定の締結

令和8年 4月1日（水）

指定管理者による管理運営の開始

17 問い合わせ先

秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 金属リサイクルチーム

電話 0186-29-3100

FAX 0186-29-3840

E-mail shigen-ene@pref.akita.lg.jp

18 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 金属鉱業研修技術センター事業計画書及び収支予算書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 質問票（様式4）
- (5) 金属鉱業研修技術センター施設概要書（別紙1）
- (6) 金属鉱業研修技術センター管理業務仕様書（別紙2）

(様式 1)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者役職名及び氏名

地方自治法第244条の2第3項及び秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の
等に関する条例第3条第1項の規定により、秋田県金属鉱業研修技術センターの指定
管理者の指定を受けたいので申請します。

(様式2)

事業計画書

施設名	秋田県金属鉱業研修技術センター		
団体名		設立年月日	
代表者名			
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
主たる業務内容			
従業員数(総人数)			
事業実績	添付資料4のとおり		
事業計画(別紙可)			
1 県民の平等利用の確保について			

2 公の施設の設置の目的の効果的な達成について

- ・施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか
- ・新規又は魅力的な提案が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みが図られる計画であるか、また、その実現可能性はどうか
- ・利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか
- ・利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか
- ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか
- ・その他

3 効率的な管理について

- ・収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか
- ・経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現可能性はどうか
- ・その他

4 適正かつ確実な管理を行う能力について

- ・団体の運営状況は、安全かつ健全なものであるか
- ・団体の実績はどうか
- ・人員配置は適切なものであるか（同種・同規模程度の業務経験を5年以上有する責任者の配置も含む。） ※責任者の業務経験に関する略歴を明記すること。

4 適正かつ確実な管理を行う能力について（前頁から続き）

- ・ 経理的な基礎が備わっているか
- ・ 技術的な基礎が備わっているか
- ・ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか
- ・ 安全管理は適切か
- ・ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか
- ・ その他

5 その他施設の設置の目的又は性質に応じて定める基準について

- ・ 金属鉱業その他これに関連する産業に関する情報を提供することができるか
- ・ 長期滞在の海外研修生等に対して、宗教や生活習慣等を考慮し、気持ちの安らぎを提供するなど特別に配慮することができるか
- ・ その他

6 その他特記すべき事項があれば記載してください

(様式2)

収 支 予 算 書 (令和 年度)

(単位：千円)

		内訳	備考
利用人数合計			
施設	宿泊棟 ゲストハウス レストラン		() 内は稼働率
売上額合計			
施設	宿泊棟 ゲストハウス レストラン		
収入合計 (A)			
項目			
支出合計 (B)			
項目	人件費		
	管理費		
	その他経費		
収支 (A) - (B)			

※収支予算書は令和8年度から令和13年度まで年度毎に作成してください。

(様式 3)

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事

申請者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

秋田県金属鋳業研修技術センターの指定管理者指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次のいずれにも該当しないものであることを誓約します。

後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

また、6 に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に紹介することを承諾します。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない団体
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- 3 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- 5 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- 6 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

(様式4)

(宛先) 秋田県産業労働部資源エネルギー産業振興課金属リサイクルチーム
[FAX 0186-29-3840]

質 問 票

(秋田県金属鉱業研修技術センター指定管理者指定申請関係)

令和 年 月 日

団 体 名

担 当 者 氏 名

連絡先(電話)

(FAX)

質 問 項 目	質 問 内 容

別紙 1

センター施設概要書

施 設 名	秋田県金属鋁業研修技術センター
所 在 地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鋁山字古館 9 番地 3
敷 地 面 積	1 5, 5 8 1 m ²
施 設 の 概 要 (建物・施設の面積等)	・本館 1 棟 (R C 造 2 階建 延床面積1332. 17m²) ・車庫 1 棟 (S 造平屋建 延床面積104m²) ・宿泊棟 1 棟 (R C 造 3 階建 延床面積1955. 17m²) ・ゲストハウス 1 棟 (木造平屋建 延床面積352. 927m²) ・レストラン 1 棟 (木造平屋建 延床面積259. 42m²) ・テニスコート 1 面 ・渡り廊下 床面積253. 4m² ・構内道路及び駐車場 アスファルト舗装 ・屋外灯設備 ・庭園及び構内樹木 ・その他 エネルギーセンター、浄化槽、 電気設備、排水設備、給水設備、 衛生設備、空調設備、警備設備 等

別紙 2

センター管理業務仕様書

秋田県金属鋁業研修技術センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

1 基本的な考え方

- (1) 秋田県金属鋁業研修技術センター条例（以下「条例」という。）に定めるセンターの目的達成のために効果的な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が快適に施設利用できるよう配慮すること。
- (3) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (4) (3)のための職員体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

2 業務内容（細目的事項については、協議の上、別途協定で定めます）

(1) 管理運営業務

① 事業計画書の作成

毎年度、管理運営に関する事業計画書を作成し、県に提出すること。

② 収支（予算）計画の作成、執行

毎年度、県がセンターの管理運営に係る経費を把握するために必要とする資料を作成すること。

③ 事業報告書の作成

ア 年次事業報告書

管理の業務の実施状況及び利用状況、収入実績、収支状況等についての事業報告書を県に提出すること。

イ 月次報告書

利用状況等についての毎月報告書を作成し、翌月 10 日までに県に提出すること。

④ 物件の維持管理

県の所有する物品について、秋田県会計規則及び関係法令に基づき適切に管理すること。

⑤ 連絡調整業務

施設が円滑に運営されるよう、センター内施設、関係団体等との連絡調整を行うこと。

⑥ 災害・事故発生時の対応

災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書・資料を作成し、県に報告し、その指示に従うこと。

⑦ 指定期間終了後の引継ぎ業務

指定期間終了後、次期管理者が円滑かつ支障なく本施設を遂行できるよう、引継を行うこと。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう充分留意すること。

⑧ その他施設の管理運営に関する業務

- ア 施設管理に必要な各種規定、要項等を作成すること。
- イ 施設の防災、衛生及び安全管理に関する体制を整備すること。
- ウ 各業務記録を整備し、保管すること。
- エ その他、施設の管理運営に必要な業務を行うこと。

(2) 施設設備維持管理業務

① 日常的管理業務

- ア 施設の防災、衛生及び安全管理に関する全般的事項の点検を行い、必要な処置を講じること。
- イ 鍵の管理、出入口扉の開閉及び施錠管理を行うこと。
- ウ 支障が生じている箇所については、速やかに修理・補修を行うこと。この場合、必要に応じ施設設置者（県）と協議を行うこと。

② 維持管理に関する業務

施設の適切な管理運営のため、施設、設備、備品等に関する維持及び保守管理を行うこと。

- ア エネルギーセンター運転管理及び巡視点検
- イ 自家用電気工作物保安管理
- ウ 冷暖房維持管理
- エ 火災巡視点検
- オ 構内交換電話設備保守
- カ 法定点検検査（ばい煙検査、受水槽清掃、消防用設備等点検）
- キ 清掃（館内清掃、床洗浄、窓清掃）
- ク 環境整備（植栽木維持管理、池清掃、除雪、冬囲い）
- ケ センターの敷地の管理
- コ その他施設の維持管理に必要な業務

(3) 施設等利用許可業務

① 施設利用の受付及び許可（取消しを含む。）に関する業務

- ア 施設利用の受付を行うこと。
- イ 条例に定めるところに従い、施設の使用許可を行うこと。
- ウ 使用許可にあたり、館内の利用状況を把握し、適切に対応すること。また施設利用の適切な調整・整理を行うこと。
- エ 館内の利用状況を随時確認し、事故防止等に努めること。

オ 条例に定めるところに従い、施設の使用許可の取消し、使用の制限及び停止を行うこと。

カ 上記ア～オに掲げる業務の事務手続きについて、あらかじめ定めること。

② 利用料金の設定に関する業務

ア 条例で定める額を基準として、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を設定すること。

イ 利用料金について、知事の承認を受けたときは、速やかに公表するとともに、変更する場合は、施設の利用許可をした利用者等に対する説明や、新料金の施行に当たって一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

ウ 研修生の利用料金については、関係団体と協議のうえ設定すること。

③ 利用料金の徴収に関する業務

ア 条例に定めるところに従い、施設の使用許可等にかかる利用料金を自己の収入として徴収すること。

イ 利用料金の徴収方法、事務手続きについて、あらかじめ定めること。

④ その他

ア センター内において利用者が円滑に利用ができるよう、利用案内に配慮すること。

イ 電話での問い合わせ等について、適切な対応を行うこと。

ウ 施設等の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。

エ 利用者の意見や要望を把握し、その内容を管理運営に反映させるための方法を講じること。

(4) 施設利用促進業務

① 宣伝広告

センターのPR及び情報提供のために、ホームページやリーフレット等の作成、配布等を行うこと。

② 自主事業に関する業務

新規又は魅力的提案として提出した自主事業等の計画・実施に係る業務を行うこと。

3 経理等について

(1) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(2) 事務処理

施設の維持管理業務等に要する経費の支払い、公物の使用関係等について適正な事務処理にあたること。

(3) 立ち入り検査

県は必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の現地検査を行う。

4 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑問が生じた場合は双方で協議し決定する。

5 参考資料

(1) 資料1「金属鋁業研修技術センター配置図」

(2) 資料2「金属鋁業研修技術センター施設利用状況」

令和4年度から令和6年度までの利用者数及び売上額

(3) 資料3「令和6年度金属鋁業研修技術センター保守点検等業務一覧表」

令和6年度の保守点検等業務委託契約の一覧